

木内清議長に対する議長辞職勧告決議

令和4年6月13日、墨田区議会は、木内清議長の不信任動議を可決した。

議長は、地方自治法第104条により、議場の秩序を保持する責務を負っていると同時に、墨田区議会基本条例第9条により、民主的かつ効率的な議会運営を行う責務を負っている。

しかし、木内清議長は、これら規定に反し、当該議決から3か月経過した今も、議会の正常化に向けた努力を何ら行わず、ただその地位に固執している。

また、木内清議長は、本会議の大部分を副議長に委ね、議会運営委員会等の主要な会議を欠席しており、こうした状態についても、決して住民の理解を得られるものではない。

よって、墨田区議会は、議長としての職責を果たしていない木内清議長に対し、速やかに議長職を辞職するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年9月30日

墨 田 区 議 会